

定 款

(令和8年1月1日 改正)



兼松株式会社

沿革

大正 2 年 5 月 16 日	制定	昭和 27 年 2 月 27 日	改正	令和 8 年 1 月 1 日	改正
大正 5 年 6 月 19 日	改正	昭和 27 年 3 月 25 日	改正		
大正 7 年 3 月 18 日	改正	昭和 28 年 11 月 27 日	改正		
大正 7 年 3 月 19 日	改正	昭和 29 年 11 月 27 日	改正		
大正 9 年 6 月 20 日	改正	昭和 30 年 9 月 15 日	改正		
大正 10 年 5 月 14 日	改正	昭和 30 年 11 月 26 日	改正		
大正 10 年 6 月 28 日	改正	昭和 31 年 11 月 29 日	改正		
大正 11 年 5 月 27 日	改正	昭和 32 年 11 月 30 日	改正		
大正 14 年 5 月 16 日	改正	昭和 33 年 11 月 29 日	改正		
大正 15 年 5 月 29 日	改正	昭和 34 年 8 月 15 日	改正		
昭和 2 年 6 月 1 日	改正	昭和 35 年 11 月 26 日	改正		
昭和 5 年 11 月 29 日	改正	昭和 36 年 8 月 10 日	改正		
昭和 8 年 10 月 27 日	改正	昭和 38 年 11 月 27 日	改正		
昭和 10 年 10 月 22 日	改正	昭和 39 年 11 月 27 日	改正		
昭和 10 年 11 月 8 日	改正	昭和 40 年 11 月 26 日	改正		
昭和 12 年 11 月 9 日	改正	昭和 42 年 2 月 24 日	改正		
昭和 13 年 4 月 25 日	改正	昭和 45 年 11 月 27 日	改正		
昭和 13 年 8 月 20 日	改正	昭和 46 年 11 月 26 日	改正		
昭和 13 年 11 月 26 日	改正	昭和 50 年 5 月 30 日	改正		
昭和 14 年 11 月 28 日	改正	昭和 51 年 6 月 29 日	改正		
昭和 15 年 5 月 25 日	改正	昭和 53 年 6 月 29 日	改正		
昭和 16 年 11 月 25 日	改正	昭和 55 年 6 月 27 日	改正		
昭和 17 年 12 月 19 日	改正	昭和 57 年 6 月 29 日	改正		
昭和 18 年 3 月 15 日	改正	昭和 60 年 6 月 28 日	改正		
昭和 19 年 5 月 25 日	改正	昭和 62 年 6 月 26 日	改正		
昭和 20 年 11 月 26 日	改正	平成元年 6 月 29 日	改正		
昭和 21 年 11 月 25 日	改正	平成 3 年 6 月 27 日	改正		
昭和 22 年 6 月 30 日	改正	平成 4 年 6 月 26 日	改正		
昭和 22 年 12 月 20 日	改正	平成 6 年 6 月 29 日	改正		
昭和 23 年 11 月 25 日	改正	平成 11 年 6 月 29 日	改正		
昭和 23 年 12 月 20 日	改正	平成 11 年 8 月 7 日	改正		
昭和 24 年 1 月 18 日	改正	平成 14 年 6 月 27 日	改正		
昭和 24 年 2 月 1 日	改正	平成 15 年 6 月 27 日	改正		
昭和 24 年 5 月 25 日	改正	平成 17 年 6 月 29 日	改正		
昭和 24 年 11 月 15 日	改正	平成 18 年 6 月 28 日	改正		
昭和 25 年 5 月 23 日	改正	平成 21 年 6 月 25 日	改正		
昭和 25 年 11 月 25 日	改正	平成 26 年 6 月 24 日	改正		
昭和 25 年 12 月 28 日	改正	平成 27 年 6 月 24 日	改正		
昭和 26 年 5 月 15 日	改正	平成 29 年 6 月 23 日	改正		
昭和 26 年 8 月 15 日	改正	平成 29 年 10 月 1 日	改正		
昭和 26 年 11 月 27 日	改正	令和 4 年 6 月 24 日	改正		

兼松株式会社 定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は兼松株式会社と称する。

前項の商号は、英文ではKANEMATSU CORPORATIONと表示する。

第 2 条 (所 在 地)

当会社は、本店を神戸市に置く。

第 3 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記物品ならびにその技術の輸出入および売買業
 - イ) 羊毛、綿花、化学繊維その他の繊維原料およびその製品
 - ロ) 食糧、油脂、肥料、飼料、酒類、たばこ、砂糖、塩、かん水ならびにその他の農産、水産、林産、畜産、天産物およびこれらの加工品
 - ハ) 化学工業薬品、毒物劇物、高圧ガス、医薬品（動物用医薬品を含む）、医薬部外品、化粧品、火薬、農薬その他化学製品、合成樹脂およびその製品
 - 二) 木材、家具、窯業製品、その他の土木建築用資材
 - ホ) 石油、石炭、ガス（液化石油ガス、天然ガスを含む）、その他燃料類およびその副製品
 - ヘ) 車輛、船舶、航空機、機械類、電子機器、通信機器、度量衡器、計量器、医療用機器用具、その他の器具類、スポーツ銃および猟銃類、工具類およびそれらの部品

- ト) 鉄鋼、非鉄金属、貴金属、それらの製品および原料ならびに
その他鉱産物
- チ) 紙類、パルプ、製紙原料、皮革、毛皮、ゴム類およびそれらの製品、
スポーツ用品、その他一般雑貨類
- リ) 石材およびその加工品
2. 前号物品の製造加工、問屋、仲立および代理業ならびに賃貸借業
3. 医薬製造用または実験用動物および微生物の輸出入、売買ならびに
飼育培養
4. 建設工事の設計、監理および請負業
5. 鉱山、油田およびその他地下資源の採掘権の取得ならびにその採掘、
精錬、加工、販売
6. 森林およびその伐採権の取得ならびにその植林、伐採、製材、加工、販売
7. 損害保険代理業
8. 道路運送事業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、海上運送
事業、航空運送事業、港湾運送事業およびそれらの代理業
9. 倉庫業
10. 美術品、骨董品ならびに古物売買業
11. 不動産の売買、交換、貸借およびそれらの代理、媒介
12. 不動産の開発、利用、管理運営およびそれらの受託業務
13. 情報の処理・提供に関する事業、広告業、電気通信事業、有線・無線
放送事業および放送番組供給業
14. 動産および不動産のリース業
15. 工業所有権、著作権などの無体財産権、ノウハウ、システムエンジ
ニアリング、その他ソフトウェアの取得、貸与および販売業
16. 金銭の貸付、為替取引、債務の保証および債権の売買などの金融業
17. 有価証券の保有、売買および運用

18. 労働者派遣業
19. 一般旅行業、旅行業代理店業
20. 出版物、印刷物の販売、ならびに映像物の製作および販売
21. 産業廃棄物の処理および建築資材などの再生製品の販売
22. 発電および電気の供給
23. 温室効果ガス排出権の取引
24. 前各号に付帯または関連する一切の業務

第 4 条 (機 関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、400,000,000 株とする。

第 7 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 当社定款第 9 条に定める請求をする権利

第 9 条 (単元未満株式の買増し)

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 10 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 11 条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第12条 (招集)

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条 (招集権者および議長)

株主総会は、取締役会の決議により、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。

- 2 前号に定めた取締役に事故あるときまたは欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役、取締役会および執行役員

第 18 条 (選任方法)

- 取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 19 条 (任期)

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 20 条 (代表取締役および役付取締役)

- 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長若干名を定めることができる。

第 21 条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。

- 2 前号に定める議長に差し支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 22 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 23 条 (取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第 24 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 25 条 (取締役の責任免除)

当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで責任を限定する旨の契約を締結することができる。

第 26 条 (執行役員)

取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。

- 2 取締役会は、その決議によって社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、その他の役付執行役員を定めることができる。

第 5 章 監査役および監査役会

第 27 条 (選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 28 条 (任期)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 29 条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 30 条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 31 条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 32 条 (監査役の責任免除)

当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで責任を限定する旨の契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

第 33 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 34 条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

第 35 条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 36 条 (配当金の除外期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

